

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称：グリーン調達基準	発行：2020 年 8 月 20 日 技術標準部	1of25
-------------------------	-------------	-----------------------------	-------

本文書の印刷物は管理対象外である。

目次

1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. 引用文献	3
4. 用語の定義	3
4.1 環境管理物質	3
4.1.1 使用禁止物質	3
4.1.2 全廃目標物質	3
4.1.3 管理物質	3
4.1.4 対象外	4
4.1.5 適用除外用途	4
4.2 化学物質 (Substances)	4
4.3 調剤 (Preparation)	4
4.4 報告対象 [Reportable Application (s)]	4
4.5 閾値レベル (Threshold level)	4
4.6 認可対象候補物質 [Substances of Very High Concern (SVHC)]	4
4.7 均質材料 (Homogeneous material)	4
4.8 意図的添加 (Intentionally added)	5
4.9 IEC 62474 (電気・電子業界およびその製品に関するマテリアルデクラレーション)	5
4.10 アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP: Joint Article Management Promotion-consortium)	5
5. グリーン調達の考え方	5
5.1 事業活動の環境管理システム	5
5.2 事業活動のパフォーマンス	5
5.3 製品含有化学物質管理 (購入品の環境管理システム)	5
5.4 購入品のパフォーマンス	5
6. 要求事項	6
6.1 事業活動に関する要求事項	6
6.1.1 事業活動の環境管理システムに関する要求事項	6
6.1.2 事業活動のパフォーマンスに関する要求事項	6
6.2 購入品に関する要求事項	6
6.2.1 製品含有化学物質管理に関する要求事項	6
6.2.2 購入品のパフォーマンスに関する要求事項	6
7. 提出書類	7
7.1 「JAMP 製品含有化学物質管理ガイドライン 実施項目一覧表兼チェックシート」の提出	7
7.2 調査回答フォーマットの提出	7
7.3 使用禁止物質の不使用保証書 (附属書 1) の提出	7

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称：グリーン調達基準	発行：2020 年 8 月 20 日 技術標準部	2of25
-------------------------	-------------	-----------------------------	-------

8. その他	7
9. 適用開始日	7
附属書 1 使用禁止物質の不使用保証書	

図表目次

表 1 - 環境管理物質のリスト	8
------------------------	---

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称：グリーン調達基準	発行：2020 年 8 月 20 日 技術標準部	3of25
-------------------------	-------------	-----------------------------	-------

1. 目的

本基準は、オリエンタルモーター株式会社およびその関連会社（以下、当社とする。）が環境管理物質を含有しない製品、部品、材料、包装材等を調達するための基準を示す。取引先まで含めた環境に配慮したものづくりを展開することにより、地球環境保全を推進し、持続可能な社会を構築することを目的とする。

2. 適用範囲

当社が指定する製品、部品、材料等（以下、購買品とする。）の調達活動に適用し、次の内容を含む。

- ・ 部品
- ・ 取扱説明書、入出力信号用コネクタ等の付属品
- ・ 原材料
- ・ 包装材
- ・ OEM 製品

また、顧客からの要求により本基準より厳しい要求が必要な購買品については、本基準より厳しい基準の適用を要求することがある。

3. 引用文献

次に掲げる文献は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの文献のうちで、日付を付記してあるものは、記載の日付の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版には適用しない。日付を付記していない引用文献は、その最新版を適用する。

IEC 62474 Material declaration for products of and for the electrotechnical industry
製品含有化学物質管理ガイドライン アーティクルマネジメント推進協議会

4. 用語の定義

4.1 環境管理物質：

環境管理物質は、4.1.1～4.1.3 の管理レベルと適用除外用途で管理する。

4.1.1 使用禁止物質：

物質とその用途について使用することを禁止するもの。

4.1.2 全廃目標物質：

物質とその用途について目標期日を決めて全廃するもの。当該の期日の到来をもって“使用禁止物質”にするもの。

4.1.3 管理物質：

次のいずれかに該当し、使用実態を把握し、管理するもの。

- ・ 国内外の現行法の規制を受ける可能性がある物質であり、かつ／または当該化学物質特定の要件の発効日が不確定である場合。
- ・ 規制されていない物質であるが、電気電子製品における当該化学物質の含有量を報告することについて認められた市場の要求が存在する場合。

規格番号： OSG4013 (14 版)	名称：グリーン調達基準	発行：2020 年 8 月 20 日 技術標準部	4of25
-------------------------	-------------	-----------------------------	-------

4.1.4 対象外：

当社製品の使用用途の対象外

4.1.5 適用除外用途：

法規制で除外されている、あるいは現時点において代替技術ソリューションがない物質・用途部位。

4.2 化学物質 (Substances)：

化学元素および化学元素の化合物。[例 鉛 (化学元素)、酸化鉛 (化合物)、ポリ塩化ビニル (化合物)] 米国化学会の化学情報検索システムの登録番号 (RN) (CAS 番号) およびまたは European Chemical (EC 番号) がすべての化学元素とそれらのほとんどの化合物に付けられているので、識別に利用するとよい。

4.3 調剤 (Preparation)：

2 種またはそれ以上の化学物質が意図的に混合されたもの。

4.4 報告対象 [Reportable Application (s)]：

使用の用途

注記 この用途は法律で示された範囲の中で定義される。例として、電池、織物、木材等。

4.5 閾値レベル (Threshold level)：

製品に含まれる化学物質がこの値を超える (もしくは同一の値になる) と、本基準の管理レベルにしたがって開示しなければならない限界を示す濃度レベル。

閾値レベルの数値は質量 % (百万分率または ppm) で表す。1,000ppm=0.1%として換算する。

4.6 認可対象候補物質 [Substances of Very High Concern (SVHC)]：

REACH (Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals) 規則第 57 条の手続きにより定められる物質であり、REACH 規則第 57 条で規定される特性 (重篤な、“発癌性、変異毒性、生殖毒性、難分解性、生物蓄積性、毒性等” が懸念される特性) をもつ物質から選定される。この中から認可対象物質が選定される。SVHC が公表された段階から“成形品中に SVHC を含有する場合はその情報等を受領者に伝達しなければならない”等の義務が発生する。

4.7 均質材料 (Homogeneous material)：

異なる材料へと機械的に解体できない素材

- 均質という用語は、“全体的に一様な組成であること”を意味する。“均質材料”の例は、個々のタイプのプラスチック、セラミック、ガラス、金属、めっき、紙、ダンボール、樹脂、コーティング等がある。
- 機械的に解体という用語は、その材料が、原則として、例えば次のような機械的操作によって分離できることを意味する (例 ねじ外し、切断、破壊、粉碎および研磨工程)。

規格番号： OSG4013 (14 版)	名称：グリーン調達基準	発行：2020 年 8 月 20 日 技術標準部	5of25
-------------------------	-------------	-----------------------------	-------

4.8 意図的添加 (Intentionally added) :

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品の形成時に故意に使用すること。

4.9 IEC 62474 (電気・電子業界およびその製品に関するマテリアルデクラレーション) :

電気・電子業界で供給活動している企業の製品に関するマテリアルデクラレーションに関連した手順、内容およびフォーマットについて規定した国際規格。対象とする化学物質の選定基準やデータ交換の方法についても規定しており、これに基づいた物質リストも WEB ページにて公開している。

4.10 アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP : Joint Article Management Promotion-consortium) :

アーティクル (部品や成形品等の別称) が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることが、産業競争力の向上には不可欠であるとの認識に立ち、2006 年 9 月に業界横断の活動推進主体として発足している。

5. グリーン調達の考え方

当社では、これまでの“品質”、“納期”、“価格”等の調達基準に加え、“環境”に関する評価基準を設け、“環境への配慮”を事業活動の基本としている取引先から優先的に調達する。

なお、“環境への配慮”には、5.1~5.4 の枠組みが有効に機能していること。

5.1 事業活動の環境管理システム

事業活動によって生じる環境負荷を低減するための仕組みを構築し、運用していること。

5.2 事業活動のパフォーマンス

環境管理システムを構築・運用した結果、法規制の遵守、使用禁止物質の不使用、削減対象物質の使用削減、および土壌・地下水汚染防止対策を実施していること。

5.3 製品含有化学物質管理 (購入品の環境管理システム)

当社に納入する購入品に含有される化学物質を把握・管理するための仕組みを構築し、運用していること。

5.4 購入品のパフォーマンス

当社に納入する購入品に“使用禁止物質”が含有されないこと、および“全廃目標物質”が期限以降に含有されないこと。

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称：グリーン調達基準	発行：2020 年 8 月 20 日 技術標準部	6of25
-------------------------	-------------	-----------------------------	-------

6. 要求事項

6.1 事業活動に関する要求事項

6.1.1 事業活動の環境管理システムに関する要求事項

a) 環境管理システムの構築

ISO 14001 の認証取得、または KES¹⁾、エコアクション²⁾、エコステージ³⁾ 等の認証取得。

認証取得が困難な取引先は、次の項目の取り組みを満たすこと。

1. 方針作成
2. 計画策定
3. 運用管理
4. パフォーマンスの評価および改善
5. マネジメントレビュー

注¹⁾ KES：特定非営利活動法人 KES 環境機構が推進する国内で最も普及している中小企業向け環境認証制度

²⁾ エコアクション 21：一般財団法人 持続性推進機構が推進する中小企業向け環境認証制度

³⁾ エコステージ：一般社団法人エコステージ協会が推進する中小企業向け環境認証制度

b) 環境管理システムの運用

6.1.2 事業活動のパフォーマンスに関する要求事項

a) 法規制の遵守

環境関連法規制を遵守していること。

6.2 購入品に関する要求事項

6.2.1 製品含有化学物質管理に関する要求事項

JAMP が発行した「製品含有化学物質管理ガイドライン」の実施項目に沿った取り組みを実施するための責任と手順を定め文書化し、それにしたがって活動を行っていること。

「製品含有化学物質管理ガイドライン」は JAMP WEB ページを参照。

「製品含有化学物質管理ガイドライン」では管理対象物質を定めておりませんが、本要求事項における管理対象物質は「環境管理物質リスト」(表 1) の物質を含めることを必須とします。

6.2.2 購入品のパフォーマンスに関する要求事項

a) 環境管理物質の管理

・使用禁止物質

当社に納入する購入品の中に「環境管理物質リスト」(表 1) で定める、“使用禁止物質” が含有されないこと。

・全廃目標物質

当社に納入する購入品の中に「環境管理物質リスト」(表 1) で定める、“全廃目標物質” が期限以降に含有されないこと。

b) 環境情報に関わる次の化学物質について、購入品調査で非含有と回答した場合、もしくは非含有を仕様等 (図面、納入仕様書等) で指示した場合は、当社に納入する購入品に当該化学物質が含有されないこと。

・顧客要求等への対応が必要な化学物質

規格番号： OSG4013 (14 版)	名称：グリーン調達基準	発行：2020 年 8 月 20 日 技術標準部	7of25
-------------------------	-------------	-----------------------------	-------

- ・法規制等と社会動向により追加する化学物質

7. 提出書類

7.1 「JAMP 製品含有化学物質管理ガイドライン 実施項目一覧表兼チェックシート」の提出

なお、必要に応じて、環境管理システムについての調査を実施させていただきます。
評価結果により、実地監査をお願いする場合があります。

7.2 調査回答フォーマットの提出

当社に納入する製品、部品・材料・包装材等に含有される環境管理物質について、次のいずれかのフォーマットを使用し、データの提出をお願いします。

- ・ JAMP chemSHERPA-AI：成分情報/遵法判断
フォーマットは chemSHERPA WEB ページよりダウンロードしてご利用ください。
- ・ 原材料（物質、調剤）等は chemSHERPA-CI

7.3 使用禁止物質の不使用保証書（附属書 1）の提出

8. その他

取引先から製品含有化学物質管理の目的でご提供いただいた情報は、当社内で共有させていただきます。また、購入品の環境管理物質情報については、サプライチェーンによる情報提供および顧客等への情報開示のために、ご提供いただいた情報を元に、当社の製品関連情報の一部として第三者に開示する場合があります。

開示に不都合がある取引先は当社にご連絡ください。

9. 適用開始日

本基準は、2020 年 8 月 20 日より適用。

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	8of25
-------------------------	-------------	------------------------------	-------

表 1 - 環境管理物質のリスト

備考 表 1 に定める環境管理物質のリストは、電気電子業界の標準である IEC 62474 に準じたリストを表す。

管理レベルは「禁止：使用禁止物質」、「全廃：全廃目標物質」、「管理：管理物質」を表す。

例示物質は、IEC 62474 Reference Substances を参照。WEB ページ <http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/welcome?openpage>

表 1-1 使用禁止物質・全廃目標物質

物質群または物質名	管理レベル	適用	閾値	使用例	適用日	主な法令または工業基準/合意例
カドミウム/カドミウム化合物	禁止	すべての用途 (Directive 2011/65/EU ANNEX III 適用除外用途、電池、包装材を除く)	均質材料中の含有率が 0.01wt%(100ppm)	顔料、耐食表面処理、電気および電子材料、光学ガラス、安定剤、めっき、樹脂用顔料、蛍光灯、電極、はんだ、電気接点、接点、亜鉛めっき、PVC 用安定剤	即日	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の附属書 17; 2011/65/EU 指令; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州 SB-20/50
		電池 ⁽⁴⁾	電池中の含有率が 0.001wt%(10ppm)	電池	即日	工業製品の品質管理および安全管理の韓国法令; EU 電池指令 2006/66/EC; 中国規格 GB-24427-2009: アルカリ性および非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件
		包装材	包装材中のカドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計含有率が 0.01wt%(100ppm)	包装材	即日	米国包装材重金属規制
六価クロム化合物	禁止	すべての用途 (Directive 2011/65/EU ANNEX III 適用除外用途、包装材を除く)	均質材料中の含有率が 0.1wt%(1000ppm)	顔料、塗料、インク、触媒、めっき、耐食表面処理、染料	即日	2011/65/EU 指令; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州 SB-20/50
		包装材	包装材中のカドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計含有率が 0.01wt%(100ppm)	包装材	即日	米国包装材重金属規制
鉛/鉛化合物	禁止	すべての用途 (Directive 2011/65/EU ANNEX III 適用除外用途、電池、包装材を除く)	均質材料中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、快削合金、快削鋼、光学材料、CRT ガラスの X 線遮蔽、電気はんだ材料、メカはんだ材料、硬化剤、加硫剤、強誘電体材料、めっき、合金、樹脂添加剤	即日	2011/65/EU 指令; REACH 規則 (EC) No1907/2006 の附属書 17; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州 SB-20/50

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	9of25
-------------------------	-------------	------------------------------	-------

物質群または物質名	管理レベル	適用	閾値	使用例	適用日	主な法令または工業基準/合意例
鉛/鉛化合物	禁止	電池 ⁽⁴⁾	電池中の含有率が 0.004wt%(40ppm)	電池	即日	EU 電池指令 2006/66/EC; 中国規格 GB-24427-2009; アルカリ性および非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件
		包装材	包装材中のカドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計含有率が 0.01wt%(100ppm)	包装材	即日	米国包装材重金属規制
		熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブルまたはコード	表層被覆中の含有率が 0.03wt%(300ppm)	顔料、塗料、プラスチック安定剤、着色料	即日	米国/カリフォルニア州プロポジション 65; 判例法
水銀/水銀化合物	禁止	すべての用途 (Directive 2011/65/EU ANNEX III 適用除外用途、電池、包装材を除く)	意図的添加、または均質材料中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	蛍光灯、電気接点材料、顔料、耐食剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理	即日	水銀暴露の包括的管理に関するバーモント州法; ロードアイランド州一般法 23-24.9 および 2007 年修正; ルイジアナ州水銀危険低減法; REACH 規則 (EC) No1907/206 の附属書 17; 2011/65/EU 指令; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州 SB-20/50
		電池 ⁽⁴⁾	意図的添加、または電池中の含有率が 0.0001wt%(1ppm)	電池、蛍光灯など	即日	ロードアイランド州およびコネチカット州の水銀低減および教育に関する法律; 電池の取扱いおよび廃棄に関するニューヨーク州環境保全法 § 27-0719; 乾電池の製造、輸入、販売に関する台湾の規制; 品質管理および工業製品の安全性管理に関する韓国の法令 (電池規制); 中国規格 GB-24427-2009: アルカリ性および非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件; EU 電池指令 2006/66/EC、2011/65/EU 指令
		包装材	包装材中のカドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計含有率が 0.01wt%(100ppm)	包装材	即日	米国包装材重金属規制

規格番号 : OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	10of25
--------------------------	-------------	------------------------------	--------

物質群または物質名	管理レベル	適用	閾値	使用例	適用日	主な法令または工業基準/合意例
トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	禁止	すべての用途	意図的添加、または製品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	防錆剤、防かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	即日	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)； REACH 規則(EC)No1907/2006 の 33 条および 7.2 条
ジブチルスズ化合物 (DBT)	禁止	すべての用途	スズ元素として、部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	1) 一液型室温硬化型 (RTV-1) シーラントおよび二液型室温硬化 (RTV-2) シーラント 2) 一液型室温硬化型接着剤、および二液型室温硬化型接着剤 3) 塗料およびコーティング剤の触媒 4) 軟質 PVC 異型材(プロファイル)への添加剤、および硬質 PVC と同時押出成形された軟質 PVC 異型材(プロファイル)への添加剤	即日	REACH 規則(EC)No1907/2006 の附属書 17 および欧州委員会規則 No. 276/2010
ジオクチルスズ化合物 (DOT)	禁止	a) 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品 b) 育児用品 c) 2 液性室温硬化モールドイングキット (RTV-2 シーラントモールドイングキット)	スズ元素として、部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒	即日	REACH 規則(EC)No1907/2006 の附属書 17 および欧州委員会規則 No. 276/2010
三置換有機スズ化合物	禁止	すべての用途	意図的添加、またはスズ元素として、部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	安定剤、酸化防止剤、抗菌抗かび剤、防汚染剤、防錆剤、抗かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤	即日	REACH 規則(EC)No1907/2006 の附属書 17； 欧州委員会規則 No. 276/2010； 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)
ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	禁止	すべての用途	均質材料中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	難燃剤	即日	2011/65/EU 指令； 中国 MII 法； 韓国 RoHS； 日本 J-MOSS；
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	禁止	すべての用途	意図的添加、または均質材料中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	難燃剤	即日	2011/65/EU 指令； 中国 MII 法； 韓国 RoHS； 日本 J-MOSS； 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)
ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) および特定代替品	禁止	すべての用途	意図的添加	絶縁油、潤滑油、電気絶縁体、溶媒、電解液、可塑剤、防火材、難燃剤、誘電体シーラント	即日	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)； REACH 規則(EC)No1907/2006 の附属書 17； 米国 TSCA.

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	11of25
-------------------------	-------------	------------------------------	--------

物質群または物質名	管理レベル	適用	閾値	使用例	適用日	主な法令または工業基準/合意例
ポリ塩化ナフタレン類 (塩素原子 1 個以上)	禁止	すべての用途	意図的添加	潤滑材、塗料、安定剤(電気特性、耐炎性、耐水性)絶縁材、難燃剤	即日	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)； POPs 条約
短鎖塩素化パラフィン (炭素数 10-13、および含有量が全重量の 48%を超えるもの)	禁止	すべての用途	意図的添加、または製品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	PVC 用可塑剤、難燃剤、顔料、染料、着色料、金属加工油	即日	REACH 規則(EC)No1907/2006 の 33 条および 7.2 条； ノルウェー製品規制 FOR-2004-06-01-922； 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例； 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)； POPs 条約
フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	禁止	すべての用途	意図的添加	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス	即日	欧州委員会規則 No. 842/2006； 部分的小および全体的フッ素化炭化水素、六フッ化硫黄の禁止と規制に関する農業、森林、環境、および水質管理所管連邦大臣によるオーストリア条例
ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) およびすべての主要ジアステレオ異性体	禁止	すべての用途	意図的添加	主に発泡ポリスチレンとある種の繊維に使用される難燃剤	即日	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)； POPs 条約
パーフルオロオクタンシルフオン酸塩(PFOS)	禁止	以下以外のすべての用途 ・フトリソグラフィ・プロセスのためのフォトレジストまたは反射防止コーティング中への意図的含有 ・フィルム、書類、または印刷版に使用される写真コーティング中への意図的含有	意図的添加、または材料中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm) ⁽⁵⁾	フィルムとプラスチックの帯電防止剤	即日	欧州委員会規則 No. 757/2010； カナダ環境保護法 SOR/2008-178； 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)
ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	禁止	すべての用途	材料中の含有率が 0.005wt%(50ppm)	絶縁油、潤滑油、電気絶縁体、溶媒、電解液、可塑剤、防火材、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント	即日	REACH 規則(EC)No1907/2006 の附属書 17
アスベスト類	禁止	すべての用途	意図的添加	ブレーキライニングパッド、絶縁体、充填材、研磨剤、顔料、塗料、タルク、断熱材	即日	REACH 規則(EC)No1907/2006 の附属書 17； 米国 TSCA； 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例

規格番号 : OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	12of25
--------------------------	-------------	------------------------------	--------

物質群または物質名	管理レベル	適用	閾値	使用例	適用日	主な法令または工業基準/合意例
一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	禁止	織物と皮革	仕上がり織物/皮革製品中の含有率が 0.003wt%(30ppm)	顔料、染料、着色料	即日	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の附属書 17
オゾン層破壊物質	禁止	すべての用途	意図的添加	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤	即日	モントリオール議定書; 欧州 EC No. 2037/2000; EC1005/2009; 米国大気浄化法
放射性物質	禁止	すべての用途	意図的添加 ⁽⁶⁾	光学特性(トリウム)、測定装置、ゲージ類、検出器	即日	EU-D 96/29/Euratom; 核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する日本の法、1986 年; 放射性障害防止法(日本); 米国 NRC
ホルムアルデヒド	禁止	複合木材(合板、パーティクルボード、中密度ファイバーボード)製品または部品	意図的添加 ⁽⁶⁾	ステレオキャビネット、キオスク 囲い	即日	米国/カリフォルニア州 CARB 規則; 米国連邦法 111-199/TSCA 601 項
2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	禁止	すべての用途	意図的添加	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキングまたはシール用充填材	即日	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)
ジメチルマレート(フマル酸ジメチル)	禁止	すべての用途	材料中の含有率が 0.00001wt%(0.1ppm) ⁽⁵⁾	殺虫剤、リクライニング、マッサージチェアを含む電子式レザーシート の防かび処理	即日	欧州委員会決定 2009/251/EC
多環芳香族炭化水素(PAH)	禁止	皮膚または口腔内に直接、長時間または、短期間で繰り返し接触するゴムまたはプラスチック部品	材料中の含有率が 0.0001wt%(1ppm)	ゴムまたはプラスチック部品	即日	REACH 規則 (EC) No1907/2006 附属書 17
リン酸トリス(1, 3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	禁止	児童製品用途	製品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	プラスチック、樹脂、繊維、布材料への難燃剤用途	即日	REACH 規則 (EC) No1907/2006; 米国・バーモント州・Act85

規格番号 : OSC4013 (14 版)	名称: グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	13of25
--------------------------	--------------	------------------------------	--------

物質群または物質名	管理レベル	適用	閾値	使用例	適用日	主な法令または工業基準/合意例
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩およびそのエステル	禁止	すべての用途	意図的添加、または成形品中の PFOA とその塩の含有率が 0.0000025wt% (25ppb)、 または PFOA 関連物質の含有率が 0.0001wt% (1,000ppb)	フッ素ポリマー加工助剤、 界面活性剤等	即日	REACH 規則 (EC) No1907/2006 附属書 17 化学物質の審査および製造等の規則に関する法律 (化審法) ; POPs 条約
フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)	禁止	すべての用途	材料中の含有率が 0.1wt% (1,000ppm)	可塑剤、染料、顔料、塗料、 インク、接着剤、潤滑剤	2018 年 7 月 22 日 (8)	2011/65/EU 指令, (EU) 2015/863
フタル酸ジブチル (DBP)	禁止	すべての用途	材料中の含有率が 0.1wt% (1,000ppm)	可塑剤、染料、顔料、塗料、 インク、接着剤、潤滑剤	2018 年 7 月 22 日 (8)	2011/65/EU 指令, (EU) 2015/863
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	禁止	すべての用途	材料中の含有率が 0.1wt% (1,000ppm)	可塑剤、染料、顔料、塗料、 インク、接着剤、潤滑剤	2018 年 7 月 22 日 (8)	2011/65/EU 指令, (EU) 2015/863
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	禁止	すべての用途	材料中の含有率が 0.1wt% (1,000ppm)	可塑剤、染料、顔料、塗料、 インク、接着剤、潤滑剤	2018 年 7 月 22 日 (8)	2011/65/EU 指令, (EU) 2015/863
ヘキサクロロベンゼン (HCB)	禁止	すべての用途	意図的添加	除草剤 PCP の製造原料、ゴムの素 練促進剤、衣類の防炎加工剤、ポリ塩化ビニルの可塑剤等	即日	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 (化審法)
ペンタクロロフェノール、その塩およびエステル	禁止	すべての用途	意図的添加	農薬、殺菌剤等	即日	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 (化審法)
1,1'-オキシビス (2,3,4,5,6-ペンタブロモベンゼン) (別名デカブロモジフェニルエーテル)	禁止	すべての用途	意図的添加	難燃剤	即日	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 (化審法)

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	14of25
-------------------------	-------------	------------------------------	--------

表 1-2 管理物質

物質群または物質名	CAS No.	管理レベル	適用	閾値	使用例	主な法令または工業基準/合意例
酸化ベリリウム (BeO)	1304-56-9	管理	すべての用途	製品中の含有率が 0.1wt% (1,000ppm)	セラミック	DIGITALEUROPE ⁽¹⁾ /CECED/AeA ⁽²⁾ /EERA ガイダンス
ニッケル ⁽⁷⁾	7440-02-0	管理	長時間皮膚に接する場合はすべて	意図的添加 ⁽⁶⁾	ステンレス鋼、めっき; 長時間皮膚接触の適用例:ヘッドホーン	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の附属書 17
臭素系難燃剤 (PBB 類、PBDE 類、HBCDD を除く)	—	管理	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板 ⁽³⁾ を除く。	プラスチック材料中の臭素の合計含有率が 0.1wt% (1,000ppm)	ハウジング、コネクタ、パッケージモールドの封止剤中の難燃剤	JS709
	—	管理	積層プリント配線基板	積層板中の臭素の合計含有率が 0.09wt% (900ppm)	積層プリント配線基板	IPC-4101 および IEC 61249-2-21
塩素系難燃剤	—	管理	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板 ⁽³⁾ を除く。	プラスチック材料中の塩素の合計含有率が 0.1wt% (1,000ppm)	ハウジング、コネクタ、パッケージモールドの封止剤中の難燃剤	JS709
	—	管理	積層プリント配線基板	積層板中の塩素の合計含有率が 0.09wt% (900ppm)	難燃剤	IPC-4101 および IEC 61249-2-21
ポリ塩化ビニル (PVC) および PVC コポリマー	9002-86-2 他	管理	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板 ⁽³⁾ を除く。	プラスチック材料中の塩素の合計含有率が 0.1wt% (1,000ppm)	絶縁材、耐薬品性、OHP フィルム、シーズ材	JS709
エチレンチオ尿素	96-45-7	管理	すべての用途	製品中の含有率が 0.1wt% (1,000ppm)	両面テープ等の接着剤、イミダズリン系加硫促進剤 (クロロプレノゴム、エピクロルヒドリンゴム、塩素化ポリエチレンに使用される)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
過塩素酸塩	—	管理	すべての用途	製品中の含有率が 0.0000006wt% (0.006ppm)	コインセル電池	米国/カリフォルニア州過塩素酸塩汚染防止法 2003

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	15of25
-------------------------	-------------	------------------------------	--------

表 1-3 管理物質 (SVHC)

物質名群または物質名	CAS No.	管理 レベル	適用	閾値	使用例	主な法令または工業基準/合意例
短鎖型塩化パラフィン	85535-84-8	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	顔料、染料、着色料	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ホウ酸	10043-35-3 11113-50-1	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	ベニヤ板/圧縮木材	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
塩化コバルト	7646-79-9	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	水質汚濁検知用の空圧式制御盤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
五酸化二ヒ素	1303-28-2	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	ガラス	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
三酸化二ヒ素	1327-53-3	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	ガラス	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
無水四ホウ酸ナトリウム、四ホウ酸ナトリウム五水和物、四ホウ酸ナトリウム十水和物	1303-96-4 1330-43-4 12179-04-3	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	ベニヤ板/圧縮木材	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ヘキサブロモシクロドデカン (異性体混合物) : (HBCDD)	134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	難燃剤: 主に発泡ポリスチレンとある種の繊維に 使用される	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
クロム酸鉛	7758-97-6	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	プラスチックの着色剤、塗料の着色剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛、モリブデン赤 (C. I. ピグメントレッド 104)	12656-85-8	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	プラスチックの着色剤、赤色塗料の着色剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
黄鉛、(C. I. ピグメントイエロー 34)	1344-37-2	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	プラスチックの着色剤、黄色塗料の着色剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
四ホウ酸二ナトリウム	12267-73-1	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	ベニヤ板/圧縮木材	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	難燃剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ストロンチウムクロメート	7789-06-2	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	顔料、防錆コーティング	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	16of25
-------------------------	-------------	------------------------------	--------

物質名群または物質名	CAS No.	管理 レベル	適用	閾値	使用例	主な法令または工業基準/合意例
1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数 7~11 の分岐および直鎖アルキルエステル類(フタル酸ヘプチルノニルウンデシル) (DHNUP)	68515-42-4	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	可塑剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数 7 の側鎖炭化水素を主成分とする炭素数 6~8 のフタル酸エステル類(フタル酸ジヘプチル) (DIHP)	71888-89-6	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	可塑剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
クロム酸ヒドロキシ亜鉛カリウム	11103-86-9	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	コーティング剤、防錆用塗料の顔料	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	車両用コーティング剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ビス(2-メトキシエチル)＝フタラート (BEHP)	117-82-8	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	可塑剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
4-(2,4,4-トリメチルペンタン-2-イル)フェノール	140-66-9	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	不純物	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ジエチレングリコールジメチルエーテル	111-96-6	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	溶媒、電解液	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン (MOCA)	101-14-4	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	硬化促進剤 高融点ハードセグメント延長剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
1,2-ジメトキシエタン	110-71-4	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	リチウム電池の電解質	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
三酸化二ホウ素	1303-86-2	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	ガラス製造(ホウケイ酸とクリスタルガラス)、フリット生産、難燃剤、触媒、インク/塗料や接着剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ホルムアミド	75-12-7	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	可塑剤、発泡剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	HIPS(耐衝撃性ポリスチレン)の難燃剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	17of25
-------------------------	-------------	------------------------------	--------

物質名群または物質名	CAS No.	管理レベル	適用	閾値	使用例	主な法令または工業基準/合意例
メチルヘキサヒドロ無水フタル酸、4-メチルシクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物、メチルヘキサヒドロ無水フタル酸、メチルヘキサヒドロ無水フタル酸	25550-51-0 19438-60-9 48122-14-1 57110-29-9	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	レジン	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐および直鎖	84777-06-0	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	専門用途のプラスチック材料の可塑剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
フタル酸ジイソペンチル、フタル酸ジオキサミル	605-50-5	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	専門用途のプラスチック材料の可塑剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
フタル酸 n-ペンチル-イソペンチル、n-ペンチル-イソペンチル フタレート	776297-69-9	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	専門用途のプラスチック材料の可塑剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ポリオキシアルキレン (C=2~3) ジアルキル (またはアルケニル) (C=1~5) エーテル (n=1~150)	629-14-1	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	リチウムイオン電池の電解液	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	低温環境用 (-55°C まで) の電解コンデンサの電解液	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ジブチルジクロロスズ	683-18-1	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	電線被覆の絶縁材 (PVC の熱安定剤)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
塩基性硫酸鉛 (Pb ₂ O(SO ₄))	12036-76-9	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	電線被覆の絶縁材 (PVC の熱安定剤)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
[1,2-ベンゼンジカルボキシラト (2-)] ジオキソ三鉛	69011-06-9	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	電線被覆の絶縁材 (プラスチックの熱安定剤)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ジオキソビス (ステアリン酸) 三鉛	12578-12-0	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	電線被覆の絶縁材 (プラスチックの熱安定剤)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
脂肪酸鉛塩 (炭素数 16~18)	91031-62-8	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	電線被覆の絶縁材 (プラスチックの熱安定剤)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
シアナミド鉛 (II)	20837-86-9	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	鉄製品の防錆コーティング用塗料	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
硝酸鉛 (II)	10099-74-8	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	ナイロンファスナー (安定剤)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条

規格番号 : OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	18of25
--------------------------	-------------	------------------------------	--------

物質名群または物質名	CAS No.	管理 レベル	適用	閾値	使用例	主な法令または工業基準/合意例
四酸化三鉛	1314-41-6	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	鉄板の防錆塗料、バッテリーおよび鉛ガラス製造	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
チタン酸鉛	12060-00-3	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	圧電デバイスおよびコンデンサ	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
チタン酸ジルコン酸鉛	12626-81-2	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	圧電デバイスおよびコンデンサ	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
塩基性硫酸鉛	12065-90-6	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	電線被膜の絶縁材 (不透明な PVC の熱安定剤)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
C. I. ピグメントイエロー41	8012-00-8	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	プラスチックの着色顔料 (黄色)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ケイ酸バリウム	68784-75-8	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	UV 発光電球およびランプ	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
塩基性亜硫酸鉛	62229-08-7	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	電線被覆の絶縁材 (プラスチックの熱安定剤)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
三塩基性硫酸鉛 (Pb ₄ O ₃ (SO ₄))	12202-17-4	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	電線被覆の絶縁材 (プラスチックの熱安定剤)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
二塩基性リン酸鉛、二塩基性亜リン酸鉛	12141-20-7	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	電線被覆の絶縁材 (プラスチックの熱安定剤)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
4-(フェニルジアゼニル)アニリン	60-09-3	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	インクジェットプリンターのインク顔料 (黄色)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
カドミウム	7440-43-9	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	顔料、防錆表面処理、光学ガラス、熱安定剤、等	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
酸化カドミウム	1306-19-0	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	リレーの接点、ニッカド電池等	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
フタル酸ジペンチル (DPP)	131-18-0	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	PVC、ゴム中の可塑剤など	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ペンタデカフルオロオクタン酸 (PFOA)	335-67-1	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	ポリフッ化ビニリデン (PVDF) 等のフッ素化ポリマー等	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム (APFO)	3825-26-1	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	ポリフッ化ビニリデン (PVDF) 等のフッ素化ポリマー等	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条

規格番号 : OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	19of25
--------------------------	-------------	------------------------------	--------

物質名群または物質名	CAS No.	管理レベル	適用	閾値	使用例	主な法令または工業基準/合意例
4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート	26027-38-3 7311-27-5 20427-84-3 34166-38-6 27942-27-4 14409-72-4	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	塗料、ワニス等	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
硫化カドミウム	1306-23-6	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	<ul style="list-style-type: none"> ・無機カドミウム化合物の製造用 ・研究用試薬 ・乾式精錬によるカドミウムの製造用 ・有機カドミウム化合物の製造用 ・無機顔料の製造用 ・フリット製造用の添加物として ・ガラス製造用の添加物として ・電子部品製造の添加物として ・化学触媒の成分として ・光発電モジュールの製造用成分 	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
リン酸トリス(ジメチルフェニル)	25155-23-1	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	機能的液体(耐火剤、油圧用剤、潤滑剤、潤滑添加剤、グリース製品、金属加工用剤)およびプラスチックの製造用難燃剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
3,3'-[(1,1'-ビフェニル)-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホネート)二ナトリウム(別名 CI ダイレクトレッド 28)	573-58-0	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	染料(例:布、紙用)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2,4-ジアミノフェニルアゾ)-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2,7-ナフタレンジスルホナート(別名 CI ダイレクトブラック 38)	1937-37-7	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	<ol style="list-style-type: none"> (1) セルロース、ウール、シルク、(麻の)靱皮、豚毛の染料 (2) セルロース、ウール、シルクへの印刷 (3) 皮革、プラスチック、植物象牙のボタン、樹脂充填用木粉の染料 (4) ウール、シルク、アセテート、ナイロン、木材、生物素材の着色 (5) 水性インクの製造 	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ジヘキサン-1-イル=フタラート	84-75-3	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	可塑剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	20of25
-------------------------	-------------	------------------------------	--------

物質名群または物質名	CAS No.	管理 レベル	適用	閾値	使用例	主な法令または工業基準/合意例
2-イミダゾリジンチオン	96-45-7	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	加硫反応の助剤	REACH 規則(EC)No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
酢酸鉛(II)	301-04-2	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	コーティング、ペンキ、シンナー、ペンキ剥離 剤、充填剤、パテ、石膏、粘土	REACH 規則(EC)No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
フッ化カドミウム、カドミウム ジフルオリド	7790-79-6	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	合成中間体	REACH 規則(EC)No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
硫酸カドミウム(II)、硫酸カド ミウム(II)無水物・水和物	10124-36-4 31119-53-6	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	めっき・分析試薬	REACH 規則(EC)No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾー ル-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチル フェノール(UV-320)	3846-71-7	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	UV スタビライザー、接着剤、塗料、インク、プラ スチック、インク付きリボン、パテ、コーキング またはシーリングフィラー	REACH 規則(EC)No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イ ル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェ ノール(UV-328)	25973-55-1	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	UV スタビライザー	REACH 規則(EC)No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オ キシノ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-ス タンナテトラデカン酸 2-エチル ヘキシル(DOTE)	15571-58-1	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	PVC 安定剤	REACH 規則(EC)No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オ キシノ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-ス タンナテトラデカン酸 2-エチル ヘキシルと 10-エチル-4-[[2- [[2-エチルヘキシル)オキシ]-2- オキシエチル]チオ]-4-オクチル -7-オキシノ-8-オキサ-3,5-ジチア -4-スタンナテトラデカン酸 2- エチルヘキシルの反応生成物 (DOTE と MOTE の反応生成物)	—	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	PVC 安定剤	REACH 規則(EC)No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	21of25
-------------------------	-------------	------------------------------	--------

物質名群または物質名	CAS No.	管理 レベル	適用	閾値	使用例	主な法令または工業基準/合意例
1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6~10-アルキルエステル； 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクチルジエステルと 0.3%以上のフタル酸ジヘキシル (EC No. 201-559-5) との混合物	68515-51-5 68648-93-1	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	潤滑油・接着剤など	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
1,3-プロパンスルトン	1120-71-4	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	感光性染料の製造のポリウレタン分散剤。(スルホ基を導入するための中間体) リチウムイオン電池の電解液	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール (UV-327)	3864-99-1	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	紫外線吸収剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール (UV-350)	36437-37-3	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	紫外線吸収剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
パーフルオロノナン-1-酸 (2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,9-ヘプタデカフルオロノナン酸、その塩とアンモニウム塩)	375-95-1 21049-39-8 4149-60-4	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	コーティング剤、撥水剤など	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ベンゾ[def]クリセン (ベンゾ[a]ピレン)	50-32-8	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	有機物質の燃焼時などで生成される	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
4,4'-イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノール A)、BPA、2,2-ビス(p-ヒドロキシフェニル)プロパン	80-05-7	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	エポキシ、ポリカーボネートの原材料、PVC の酸化防止剤など	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ノナデカフルオロデカン酸 (PFDA) およびそのナトリウムとアンモニウム塩、(ノナデカフルオロデカン酸アンモニウム、ノナデカフルオロデカン酸、ノナデカフルオロデカン酸ナトリウム)	335-76-2 3830-45-3 3108-42-7	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	潤滑剤など	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	22of25
-------------------------	-------------	------------------------------	--------

物質名群または物質名	CAS No.	管理 レベル	適用	閾値	使用例	主な法令または工業基準/合意例
p-(1,1-ジメチルプロピル)フェノール、4-tert-アミルフェノール	80-46-6	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	接着剤など	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖 [フェノールの 4 の位置で炭素数 7 の直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、個々の異性体やその組合せのいずれかを含んだ UVCB 物質および well-defined 物質 (組成等が分かっている物質) を含む]	—	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	界面活性剤の製造など	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	355-46-4 68259-08-5 3871-99-6	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	日用品 (カーペット、革製品、衣料、撥水性スプレー等)、金属めっき、フォトレジスト、反射防止膜、航空用油圧油など	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカクロロペンタシクロ [12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10] オクタデカ-7, 15-ジエン [その anti-型および syn-型異性体のすべての用途、またはそれらの組み合わせを含む]	13560-89-9 135821-74-8 135821-03-3	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	電線・ケーブル被覆材用難燃剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ベンゾ [a] アントラセン	56-55-3	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	プラスチックの着色剤およびゴムの柔軟剤として使用されるカーボンブラックの不純物	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
水酸化カドミウム	21041-95-2	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	放電中にニッケル-カドミウム電池と銀-カドミウム電池の陽極に発生する	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
クリセン (CHR)	218-01-9	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	プラスチックの着色剤およびゴムの柔軟剤として使用されるカーボンブラックの不純物	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ベンゾ [ghi] ペリレン	191-24-2	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	プラスチックの着色剤およびゴムの柔軟剤として使用されるカーボンブラックの不純物	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
デカメチルシクロペンタシロキサン (D5)	541-02-6	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	シロキサンはシリコンを製造するために使用されるモノマー。残留物は、シリコンポリマーおよびコポリマー中に残る可能性がある	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	23of25
-------------------------	-------------	------------------------------	--------

物質名群または物質名	CAS No.	管理 レベル	適用	閾値	使用例	主な法令または工業基準/合意例
八ホウ酸二ナトリウム	12008-41-2	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	難燃剤、アミノプラスチック樹脂の安定剤、業務用および工業用の木材保存における殺生物剤、木製のベニヤシートおよび圧縮木製パネル(でんぷん接着剤内の成分)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
トデカメチルシクロヘキサシロキサン (D6)	540-97-6	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	シロキサンはシリコンを製造するために使用されるモノマー。それらは、多くの電気技術機器製品カテゴリーで使用されるシリコンポリマーおよびコポリマー中で未反応のまま残ることがある	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
鉛	7439-92-1	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	スチール、アルミニウム、銅合金、鉛蓄電池、はんだ、その他の用途	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
オクタメチルシクロテトラシロキサン (D4)	556-67-2	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	シロキサンはシリコンを製造するために使用されるモノマー。それらは、多くの電気技術機器製品カテゴリーで使用されるシリコンポリマーおよびコポリマー中で未反応のまま残ることがある	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
水素化テルフェニル	61788-32-7	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	可塑剤、シーラント、エポキシ接着剤、塗料およびヒートシンク	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ジシクロヘキサン-1-イル=フタラート	84-61-7	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤の製造、潤滑剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
4,4'-(4-メチルペンタン-2,2-ジイル)ジフェノール	6807-17-6	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	白色結晶性粉末、エポキシ樹脂原料、ポリカーボネート樹脂原料、感熱紙、化学薬品、表面コーティング剤、インク、接着剤、合成樹脂添加剤、液晶材料、光増感剤、情報記録剤、エンジニアリングプラスチック材料、電子機能材料、光機能材料 BPA の代わりに使用	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	プラスチックの着色剤およびゴムの柔軟剤として使用されるカーボンブラックの不純物	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
フルオランテン	206-44-0	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	プラスチックの着色剤およびゴムの柔軟剤として使用されるカーボンブラックの不純物	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
フェナントレン	85-01-8	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	プラスチックの着色剤およびゴムの柔軟剤として使用されるカーボンブラックの不純物	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条
ピレン	129-00-0	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt%(1,000ppm)	プラスチックの着色剤およびゴムの柔軟剤として使用されるカーボンブラックの不純物	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条 および 7.2 条

規格番号 : OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	24of25
--------------------------	-------------	------------------------------	--------

物質名群または物質名	CAS No.	管理レベル	適用	閾値	使用例	主な法令または工業基準/合意例
トリス (4-ノニルフェニル、分岐および直鎖) ホスファイト (TNPP) (0.1 重量%以上の 4-ノニルフェニル、分岐および直鎖(4-NP)を含む)	3050-88-2 31631-13-7 106599-06-8	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt% (1,000ppm)	PVC、ポリオレフィン、ゴムなどのさまざまなプラスチック材料の加工における安定剤および酸化防止剤	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 条
ジイソヘキシル=フタラート	71850-09-4	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt% (1,000ppm)	特定のプラスチック (PVC) およびゴムの可塑剤として使用	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 条
ペルフルオロブタンスルホン酸 (PFBS) 及びその塩	25628-08-4 34454-97-2 375-73-5 375-72-4	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt% (1,000ppm)	PFOS の製造における不純物および PFOS の代替品。水、汚れ、油などに耐性のある保護コーティングおよび接着剤に含まれる界面活性剤。ポリカーボネートの難燃剤および帯電防止添加剤として使用できる	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 条
スズ、ジブチルビス (2,4-ペンタンジオナト-0,0')-, (OC-6-11)-	22673-19-4	管理 (SVHC)	すべての用途	部品中の含有率が 0.1wt% (1,000ppm)	殺生物剤およびプラスチックの安定剤として使用。触媒として、および接着剤、シーラント、コーティング、染料、ポリマー調製物、樹脂、ゴムの製造にも使用される	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の 33 条および 7.2 条

- (1) 以前は EICTA として知られている。
- (2) 現在は TechAmerica の一部である。
- (3) 積層プリント配線基板 (printed wiring board laminate) は表面処理および部品を除く層状の板材を指している。
- (4) 電池の報告閾値は最も厳格な法的要求事項に基づいている。ただし、法律上の基本的要求は一つの型の電池にのみ適用されるが、簡単にするために、同一の報告閾値レベルをすべての種類の電池に対して設定している。
- (5) 欧州委員会決定 2009/251/EC は、DMF (フマル酸ジメチル) の 0.00001wt% の濃度限度の算定分母を、製品または製品中の部品として定義している。また、欧州委員会規則 (EC) 552/2009 は、半完成品または製品中の部品の PFOS の濃度限度を 0.1% と定義している。これらの法規制では法的な部品の定義を規定していないが、最も制限的な濃度限度を特定することは適切ではない。したがって、規制物質の報告を確実にするためには最も基本的な部品の単位として、部品に対し材料レベルの濃度限度が適用される。
- (6) 本適用対象中の物質に対する規制閾値は、製品中の濃度よりも放出量あるいは暴露限界に基づいている。規制限界は次の通りである。
ベニアコア合板中のホルムアルデヒド: 0.05ppm (製品からのガス状放出量として測定)
長期間皮膚接触のニッケル: 0.5 μ g/cm²/週、DIN EN 1811 による。
放射性物質: 0.1m の距離にて 1 μ Sv/h を超える線量率

規格番号： OSC4013 (14 版)	名称:グリーン調達基準	発行: 2020 年 8 月 20 日 技術標準部	25of25
-------------------------	-------------	------------------------------	--------

放出量と暴露レベルは実際の濃度レベルでは得られないため、報告用としての閾値レベルは「意図的添加」が示されている。サプライヤは製品中の実際の濃度は法規制の適合評価としては有益ではないため、製品中の含有を把握していることを示すために、厳密な製品中の濃度を特定する代わりに、それらの物質の製品中の 0.1wt%のデフォルト濃度の報告を選択することができる。

- (7) ニッケルは長期間皮膚暴露（例えば携帯用電子製品の外側ケース）となるような場合には、該当する適用規制にしたがって報告しなければならない。製品の包装ケース内に納めるように設計したニッケルの使用または部品中に含有されるニッケルは、報告の必要はない。
- (8) カテゴリー8 および 9 以外のカテゴリーは規制適用日が 2019 年 7 月 22 日となっているため、使用禁止適用日を 1 年前の 2018 年 7 月 22 日としている。